

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第24回)
2. 日 時	平成25年7月11日(木)午後1時30分～2時20分
3. 議 案	<p>1. 委員の紹介</p> <p>2. 高齢者に対する勧誘・販売等のあり方に関する論点  —金融庁監督局証券課長 三村淳 殿—</p> <p>3. その他</p>
4. 主な内容	<p>1. 委員の紹介  事務局より、本ワーキングの委員の紹介が行われた。</p> <p>2. 高齢者に対する勧誘・販売等のあり方に関する論点  金融庁監督局証券課 三村課長より、高齢者に対する勧誘・販売等に関する問題意識及び検討すべき論点について説明が行われた。発言概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の高齢化が進む中、金融資産も高齢者への集中が進んでおり、各社ともシニア世代の資金取込みが大きなテーマになっていると理解している。</li> <li>・一方で、高齢者は短期間で判断能力に変化が生じること等が起こり得るため、適合性原則の遵守に加えて、高齢者の特性や視点を踏まえた、より丁寧な商品説明が必要である。</li> <li>・高齢者取引については、トラブルも見られており、訴訟提起やADRへの申立件数も増加傾向にあり、一部は報道もされているところである。株式市場が活況を呈し、証券投資の関心が高まっている中、来年からはNISA口座による取引が開始され、投資経験の少ない方を含め高齢者の取引が増えていくことが予想されること、トラブルが市況に冷や水となることを避け、顧客保護を徹底するため、高齢者取引のあり方について議論していただくことが必要だと考える。</li> <li>・本ワーキングにおいては、勧誘開始時、受注、約定連絡、約定後のモニタリングの各段階においてあるべきプロセスを議論していただきたい。さらに、トラブルの未然防止、早期発見、事後モニタリングに資するプロセスや、対面、電話、店頭といった各販売チャネルに見合ったプロセスを議論していただきたいと考える。</li> <li>・各社においては、既に高齢者への対応がそれぞれなされていると認識しているが、現在、高齢者対応に焦点を絞った協会ルールは存在していないと承知している。是非、各社のこれまでの取組みも踏まえて業界の目線を合わせ、ベストプラクティスを作成し、共有してほしい。</li> <li>・また、監督指針でも、適合性原則については考え方を詳細にお示ししているが、高齢者に焦点を当てた内容は設けていない。監督当局としても、本ワーキングの議論と平仄を合わせた形で、監督指針を改正する必要があると考えている。</li> </ul> <p>その後、大要以下のとおり、意見交換が行われた。</p>

	<p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督指針の改正も含めたスケジュール感は如何。(事務局)</li> </ul> <p>→ 本年 10 月から N I S A 口座開設の受付が開始され、本年 12 月頃から具体的な商品勧誘が始まると考えると、12 月までには一定の方向性を出していただきたい。なお、各社において大きなシステム投資が必要となり、その準備に時間がかかるといった事項については現実的な対応もあり得る。議論の方向性にもよるが、基本的には監督指針の施行も同じタイミングになると考える。(金融庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令や協会規則において、適合性の原則を求めている中で、年齢基準のような画一的な基準を設けて高齢者取引に制限をかけることについては、慎重に検討する必要があると考える。(委員)</li> </ul> <p>→ ご指摘のような意見があることは認識している。しかし、高齢者取引におけるトラブルが増加していることも事実である。投資家(高齢者)保護と自由な取引のバランスが重要であるため、実務レベルで議論していただきたい。(金融庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者取引の規制を強化するという観点ではなく、高齢者取引の環境を整備するという観点で今後議論をしていきたい。(事務局)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク性の高い商品を対象とした高齢者取引に関して、今後議論が行われると理解しているが、例えば複雑な仕組債などは、本協会でも既に勧誘開始基準を設けている。それに加えて、リスク性の高い商品にかかる勧誘、受注、約定等の各プロセスについて議論するという理解でよいか。(事務局)</li> </ul> <p>→ ご理解のとおりである。商品のリスクの大小及び販売チャンネルに応じたきめ細かい事務フローを検討していただきたい。(金融庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット取引は本ワーキングの議論の対象外という理解でよいか。(事務局)</li> </ul> <p>→ インターネット取引において高齢者向けの勧誘・販売が問題を生んでいるという認識はないが、もし、インターネット取引について高齢者を相手とする場合に特有の問題があるのであれば、それも議論していただきたい。(金融庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧誘開始基準にかかる「年齢基準」と「勧誘可能商品の限定」とはどのような関係にあるのか。(事務局)</li> </ul> <p>→ 一定以上の年齢の顧客に対しては、「勧誘可能商品」を限定したうえで、それに含まれないリスクの高い一定の商品については、勧誘を禁止する、あるいは勧誘にあたって役席者の事前面談を行う等の条件をつける、といった対応が考えられるのではないかと考えている。(金融庁)</p> <p>3. その他</p> <p>今後のワーキングの予定について事務局から説明が行われた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部 (03-3667-8470)